茨城県報　第１７６８号

平成18年４月27日

木　曜　日

目　　次

規　　則

ページ

◉茨城県物資流通調査規則の一部を改正する規則（統計課）……2

告　　示

◉年齢階層ごとの補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正（職員課）……3

◉知事が定める介護補償の金額の一部改正（職員課）……3

◉大規模小売店舗の変更の届出（中小企業課）……4

◉大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（中小企業課）……5

◉茨城県立産業技術専門学院普通課程（専門コース１年訓練・２年訓練）の訓練生の定員及び訓練期間並びに短期課程（一般コース１年訓練）の普通職業訓練に係る訓練科，訓練生の定員及び訓練期間（職業能力開発課）……5

◉地方卸売市場の廃止（園芸流通課）……7

◉道路の区域の決定（道路維持課）……7

◉道路の区域の変更（道路維持課）……7

◉道路の供用の開始（２件）（道路維持課）……8

◉土地改良区役員の就退任（５件）（土地改良事務所）……8

◉土地改良区役員の就任（土地改良事務所）……13

公　　告

◉特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（生活文化課）……14

◉平成19年度茨城県県立職業能力開発校訓練生の入学選考（職業能力開発課）……14

◉卸売業務の廃止（園芸流通課）……16

◉基本測量の実施（２件）（用地課）……16

◉都市計画の変更案の作成に係る公聴会の開催の中止（都市計画課）……17

◉都市計画の図書の縦覧（３件）（都市計画課）……17

◉都市計画事業の施行者の名称等（公園街路課）……18

◉落札者等の公示（医療大学）……18

（教育委員会）

◉平成19年度採用茨城県公立学校教員選考試験の実施……19

訓　　令

（企　業　局）

◉茨城県企業局建設工事等施工手続及び監督に関する規準の一部を改正する訓令……28

規　　程

（企　業　局）

◉茨城県企業局建設工事執行規程の一部を改正する規程……28
◉茨城県企業局会計規程の一部を改正する規程……29
◉茨城県企業局建設コンサルタント業務執行規程の一部を改正する規程……30

正　　誤

◉平成18年４月20日付け茨城県報第1766号中……31

規　　則

茨城県規則第56号

茨城県物資流通調査規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年４月27日

茨城県知事　橋　本　　昌

茨城県物資流通調査規則の一部を改正する規則

茨城県物資流通調査規則（昭和56年茨城県規則第79号）の一部を次のように改正する。

第２条中「原材料等」を「サービス」に改め，「（以下「物資」という。）」を削る。

第４条中「統計調査に用いる産業分類並びに疾病，傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づく産業に関する分類の名称及び分類表（平成５年総務庁告示第60号）」を「統計調査に用いる産業分類並びに疾病，傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づく産業に関する分類の名称及び分類表（平成14年総務省告示第139号）」に改め，同条第１号から第３号までを次のように改める。

⑴　大分類Ｆ－製造業

⑵　大分類Ｊ－卸業・小売業（細分類5497代理商，仲立業を除く。以下「商業」という。）

⑶　大分類Ｈ－情報通信業（中分類37－通信業及び中分類38－放送業を除く。）及び大分類Ｑ－サービス業（他に分類されないもの）（中分類80－専門サービス業（他に分類されないもの）及び中分類86－自動車整備業から中分類90－その他の事業サービス業までに限る。）（以下「サービス業」という。）

第５条第１項を削り，同条第２項第３号及び第４号を次のように改め，同項を同条第１項とする。

⑶　品目別製品受入額，生産額，自工場消費額，出荷額及び製品在庫の増減に関する事項

⑷　品目別出荷額の消費地域別内訳に関する事項

第５条第３項を同条第２項とし，同条に次の１項を加える。

３　サービス業に関する調査は，次に掲げる事項について行うものとする。

⑴　事業所に関する事項

⑵　従業員に関する事項

⑶　業種別売上額及び売上地域別内訳に関する事項

付　則

この規則は，公布の日から施行する。

告　　示

茨城県告示第534号

平成２年11月19日茨城県告示第1390－３号で告示した議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年茨城県条例第38号）第５条の２第１項及び第５条の３第１項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額の一部を次のように改正し，この告示による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第５条の２第１項及び第５条の３第１項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額の規定は，平成18年４月１日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し，同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については，なお従前の例による。

平成18年４月27日

茨城県知事　橋　本　　昌

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,291円	13,246円
20歳以上25歳未満	5,046円	13,246円
25歳以上30歳未満	5,922円	13,246円
30歳以上35歳未満	6,580円	16,161円
35歳以上40歳未満	7,098円	19,473円
40歳以上45歳未満	7,202円	21,625円
45歳以上50歳未満	7,043円	23,122円
50歳以上55歳未満	6,579円	23,556円
55歳以上60歳未満	6,042円	23,307円
60歳以上65歳未満	4,498円	21,461円
65歳以上70歳未満	4,070円	15,535円
70歳以上	4,070円	13,246円

茨城県告示第535号

平成８年６月24日茨城県告示第801号で告示した議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の２第１項の規定に基づき知事が定める金額の一部を次のように改正し，この告示による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の２第１項の規定に基づき知事が定める金額の表の規定は，平成18年４月１日以後の期間に係る介護補償について適用し，同日前の期間に係る介護補償については，なお従前の例による。

平成18年４月27日

茨城県知事　橋　本　　昌

「この告示の適用の日（以下「適用日」という。）において，傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有するものが，現に当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年茨城県規則第11号）第７条の３で定める程度のものにより，

常時又は随時介護を要する状態（以下「要介護状態」という。）にあり，かつ，親族又はこれに準ずる者により，常時又は随時介護を受けている場合で，その前日の属する月においても要介護状態とみなされる状態にあり，かつ，常時又は随時介護を受けている場合における適用日の属する月分に係る介護補償に関するこの告示の適用については，表中「月額57,050円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては，介護に要する費用として支出された額)」とあるのは「月額57,050円」と，「月額28,530円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては，介護に要する費用として支出された額)」とあるのは「月額28,530円」とする。」と削り，表常時介護を要する状態の項中「104,970円」を「104,590円」に，「56,950円」を「56,710円」に改め，同表随時介護を要する状態の項中「52,490円」を「52,300円」に，「28,480円」を「28,360円」に改める。

茨城県告示第536号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について，同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は，本日から４月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお，この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から４月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成18年４月27日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

⑴　名称及び代表者氏名

有限会社ウォームスTuKuBa

代表取締役　猪　瀬　博　明

⑵　住所

つくばみらい市東楢戸851番地

２　届出事項の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

とりせんみらい平店

筑波郡谷和原村伊奈・谷和原丘陵部一体型特定土地区画整理地内685街区－１

⑵　変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

氏名又は名称	住所	代表者氏名
未定	未定	未定

（変更後）

氏名又は名称	住所	代表者氏名
有限会社蛸屋菓子店	栃木県小山市本郷町２－８－26	早　川　一　幸

⑶　変更の年月日

平成18年１月17日

⑷　変更する理由

未定小売業者の決定。

３　届出年月日

平成18年４月12日

茨城県告示第537号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定に基づく市町村の意見の概要について，同条第３項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお，意見書は，本日から１月間茨城県商工労働部中小企業課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成18年４月27日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　大規模小売店舗の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン坂東

坂東市辺田字原新1104－１　外

⑵　届出の概要

ア　届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第６条第１項）

平成17年12月１日

イ　変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

ホーマック株式会社

（変更前）　代表取締役社長　前　田　勝　敏

（変更後）　代表取締役社長　柴　田　憲　次

⑶　届出年月日

平成17年11月11日

２　市町村の意見

特になし

茨城県告示第538号

茨城県県立職業能力開発校規則（昭和54年茨城県規則第10号）第２条第２項の規定により，平成19年度の茨城県立産業技術専門学院普通課程（専門コース１年訓練・２年訓練）の訓練生の定員及び訓練期間並びに短期課程（一般コース１年訓練）の普通職業訓練に係る訓練科，訓練生の定員及び訓練期間を次のように定める。

平成18年４月27日

茨城県知事　橋　本　　昌

学院名	コース／区分	普通職業訓練									
		普通課程							短期課程		
		専門コース							一般コース		
		1年訓練			2年訓練				1年訓練		
		定員（人）	訓練期間	訓練開始月	定員（人）		訓練期間	訓練開始月	定員（人）	訓練期間	訓練開始月
					1年次	2年次					
茨城県立産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院	自動車整備科				30	30	2年	4月			
	建築システム科				25	25	2年	4月			
	計				55	55					
茨城県立日立産業技術専門学院	金属加工科	20	1年	4月							
	電気工事科	20	1年	4月							
	計	40									
茨城県立鹿島産業技術専門学院	機械技術科	20	1年	4月							
	電気工事科	20	1年	4月							
	木造建築科	10	1年	4月							
	測量・設計科	10	1年	4月							
	金属加工科								20	1年	4月
	計	60							20		
茨城県立土浦産業技術専門学院	機械技術科				20	20	2年	4月			
	コンピュータ制御科				20	20	2年	4月			
	自動車整備科				20	20	2年	4月			
	情報技術科				20	20	2年	4月			
	計				80	80					
茨城県立筑西産業技術専門学院	機械システム科				20	20	2年	4月			
	電気工事科	20	1年	4月							
	溶接科								20	1年	4月
	計	20			20	20			20		

茨城県立古河産業技術専門学院	自動車整備科				20	20	２年	４月			
	板金科								20	１年	４月
	計				20	20			20		
合計		120			175	175			60		

茨城県告示第539号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定により，次の地方卸売市場について廃止を許可したので，茨城県卸売市場条例（昭和46年茨城県条例第51号）第25条の規定により公示する。

平成18年４月27日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　廃止する地方卸売市場の名称

下妻水産物地方卸売市場

２　廃止する地方卸売市場の位置

下妻市下妻乙1259番地

３　廃止する地方卸売市場の取扱品目の部類

水産物

４　廃止許可年月日

平成18年４月18日

茨城県告示第540号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき，道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は，平成18年４月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成18年４月27日

茨城県知事　橋　本　　昌

整理番号	道路の種類	路線名	区間	敷地の幅員	延長
				メートル	メートル
236	県道	筑波公園永井線	つくば市筑波字北裏１番２から石岡市小幡字横道2133番６地先まで	最大 76.0 最小 11.0	1,713

茨城県告示第541号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき，道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は，平成18年４月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成18年４月27日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　道路の種類　　県道

２　路　線　名　　笠間つくば線

３　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員	延　長	摘　要
つくば市臼井字鍋ケ入2103番９から つくば市筑波字北裏１番２まで	旧	メートル 最大　53.0 最小　10.5	メートル 96	
	新	最大　62.0 最小　16.5	96	筑波スカイラインの法面譲受

茨城県告示第542号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は，平成18年４月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成18年４月27日

茨城県知事　　橋　　本　　昌

１　路　　線　　名　　県道　笠間つくば線

２　供用開始の区間　　つくば市臼井字鍋ケ入2103番９から
　　つくば市筑波字北裏１番２まで

３　供用開始の期日　　平成18年４月27日

茨城県告示第543号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は，平成18年４月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成18年４月27日

茨城県知事　　橋　　本　　昌

１　路　　線　　名　　県道　筑波公園永井線

２　供用開始の区間　　つくば市筑波字北裏１番２から
　　石岡市小幡字横道2133番６地先まで

３　供用開始の期日　　平成18年４月27日

茨城県告示第544号

東茨城郡茨城町大字小堤1023番地１に事務所を置く上石崎干拓土地改良区から，次のとおり役員が就退任した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので，同条第17項の規定により公告する。

平成18年４月27日

茨城県水戸土地改良事務所長　　海 老 沢　　正　　巳

１　退　任

職　名	氏　　名	住　　所
理　　事	冨　山　竹　次	東茨城郡茨城町大字上石崎1494番地
〃	藤　枝　逸　郎	〃　上石崎3878番地
〃	福　田　祐　幸	〃　上石崎2932番地
〃	関　　忠	〃　上石崎1315番地１
〃	坂　場　良　一	〃　上石崎4112番地６
〃	助　川　庄　一	〃　上石崎2277番地
〃	長　洲　勝　司	〃　上石崎5086番地
〃	藤　枝　久　雄	〃　上石崎1829番地
〃	松　濤　誠　尚	〃　上石崎4578番地３
〃	関　　勝　美	〃　上石崎1016番地
〃	飯　田　芳　伸	〃　上石崎2859番地
監　　事	中　山　和　夫	〃　上石崎2278番地
〃	石　﨑　忠　義	〃　上石崎1037番地
〃	坂　葉　康　夫	〃　上石崎3918番地

２　就　任

職　名	氏　　名	住　　所
理　　事	冨　山　竹　次	東茨城郡茨城町大字上石崎1494番地
〃	鶴　田　敬　義	〃　上石崎2873番地２
〃	藤　枝　義　伸	〃　上石崎3882番地
〃	関　　忠	〃　上石崎1315番地１
〃	長　洲　勝　司	〃　上石崎5086番地
〃	坂　場　良　一	〃　上石崎4112番地６
〃	助　川　康　多	〃　上石崎2878番地１
〃	松　濤　誠　尚	〃　上石崎4578番地３
〃	藤　枝　尚　武	〃　上石崎3953番地
〃	酒　井　利　男	〃　上石崎2269番地
〃	石　﨑　茂　男	〃　上石崎1008番地
監　　事	坂　葉　康　夫	〃　上石崎3918番地
〃	石　﨑　信　夫	〃　上石崎1216番地５
〃	石　﨑　正　憲	〃　上石崎3678番地

茨城県告示第545号

東茨城郡茨城町大字小堤1023番地１に事務所を置く涸沼干拓土地改良区から，次のとおり役員が就退任した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので，同条第17項の規定により公告する。

平成18年４月27日

茨城県水戸土地改良事務所長　　海 老 沢　　正　　巳

１　退　任

職　名	氏　　名	住　　所
理　　事	海老沢　凡　夫	東茨城郡茨城町大字宮ヶ崎698番地
〃	相　川　富　雄	〃　網掛69番地
〃	倉　持　　靖	〃　城之内742番地22
〃	山　本　　茂	〃　宮ヶ崎1640番地
〃	山　本　正　浩	〃　宮ヶ崎1202番地
〃	海老沢　新　一	〃　宮ヶ崎754番地
〃	海老澤　徳　行	〃　宮ヶ崎787番地
〃	鬼　澤　　繁	〃　宮ヶ崎1436番地10
〃	堀　田　　廣	〃　宮ヶ崎1356番地５
〃	高根澤　友　厚	〃　宮ヶ崎1042番地１
〃	川　﨑　　稔	〃　宮ヶ崎427番地１
〃	鈴　木　　操	〃　宮ヶ崎1436番地１
監　　事	山　西　　忠	〃　宮ヶ崎452番地１
〃	海老沢　善皿郎	〃　網掛35番地
〃	萩　谷　秀　夫	〃　海老沢142番地

２　就　任

職　名	氏　　名	住　　所
理　　事	相　川　富　雄	東茨城郡茨城町大字網掛69番地
〃	山　本　　茂	〃　宮ヶ崎1640番地
〃	海老澤　宗　久	〃　宮ヶ崎858番地
〃	小　林　　明	〃　宮ヶ崎12番地
〃	山　本　廣　一	〃　宮ヶ崎976番地
〃	堀　田　伸　一	〃　宮ヶ崎663番地２
〃	海老沢　三　郎	〃　宮ヶ崎751番地２
〃	清　水　信　男	〃　網掛1021番地２
〃	萩　谷　秀　夫	〃　海老沢142番地
〃	長谷川　　誠	〃　海老沢90番地１
〃	石　川　利　秀	〃　海老沢1391番地２
監　　事	髙　安　章　文	〃　海老沢226番地
〃	海老沢　廣　秋	〃　宮ヶ崎447番地
〃	久保田　松　男	〃　網掛95番地

茨城県告示第546号

東茨城郡城里町大字孫根355番地の１に事務所を置く桂土地改良区から，次のとおり役員が就退任した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので，同条第17項の規定により公告する。

平成18年４月27日

茨城県水戸土地改良事務所長　　海 老 沢　　正　　巳

1　退　任

職　名	氏　　名	住　　所
理　　事	小　林　輝　男	東茨城郡城里町大字錫高野47番地
〃	小　林　年　壽	〃　高根329番地の２
〃	髙　堀　七　郎	〃　阿波山1076番地の７
〃	長谷川　　毅	〃　下阿野沢189番地の２
〃	寺　田　　良	〃　上阿野沢552番地の２
〃	廣　木　　榮	〃　御前山483番地
〃	青　柳　輝　夫	〃　孫根511番地
〃	桐　原　　務	〃　粟870番地
〃	園　部　好　一	〃　上圷1389番地の１
〃	木　村　　昊	〃　下圷2862番地
〃	髙　瀬　克　洋	〃　下圷2942番地の２
〃	岡　崎　貞　夫	〃　石塚1322番地
監　　事	皆　川　静　夫	〃　下阿野沢418番地
〃	武　井　好　幸	〃　錫高野1984番地
〃	猪　野　　晃	〃　上圷2393番地

2　就　任

職　名	氏　　名	住　　所
理　　事	小　林　輝　男	東茨城郡城里町大字錫高野47番地
〃	岡　崎　貞　夫	〃　石塚1322番地
〃	仲　田　　啓	〃　阿波山868番地
〃	長谷川　　毅	〃　下阿野沢189番地の２
〃	川野邉　　博	〃　上阿野沢600番地の１
〃	廣　木　　榮	〃　御前山483番地
〃	青　柳　輝　夫	〃　孫根511番地
〃	森　田　治　彦	〃　北方2426番地
〃	小　幡　利　克	〃　粟1082番地
〃	檜　山　年　載	〃　上圷813番地
〃	木　村　　昊	〃　下圷2862番地
〃	加　藤　慶　信	〃　高久716番地
監　　事	小　林　年　壽	〃　高根329番地の２
〃	皆　川　静　夫	〃　下阿野沢418番地
〃	猪　野　　晃	〃　上圷2393番地

茨城県告示第547号

稲敷市堀之内573番地に事務所を置く桜川土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので，同条第17項の規定により公告する。

平成18年４月27日

茨城県稲敷土地改良事務所長　福　田　一　夫

1　退　任

職　名	氏　　名	住　　所
理　事	飯　田　　稔	稲敷市須賀津953番地３
〃	糸　賀　　隆	〃　三次528番地
〃	糸　賀　正　矩	〃　三次865番地
〃	松　田　喜　義	〃　岡飯出625番地
〃	埜　口　幸　一	〃　岡飯出1448番地
〃	鈴　木　重　義	〃　古渡163番地６
〃	永　長　忠　男	〃　古渡71番地２
〃	諸　岡　孝　一	〃　柏木古渡14番地
〃	早　川　皓　庸	〃　堀之内294番地
〃	矢﨑　吉左衛門	〃　羽生452番地
〃	井戸賀　吉　男	〃　柏木512番地
監　事	秋　本　文　雄	〃　神宮寺554番地
〃	諸　岡　重　夫	〃　堀之内334番地
〃	蕪　内　貞　夫	〃　三次1196番地

2　就　任

職　名	氏　　名	住　　所
理　事	飯　田　　稔	稲敷市須賀津953番地３
〃	山　木　利　夫	〃　三次1845番地
〃	糸　賀　泰　夫	〃　三次868番地
〃	根　本　浩　夫	〃　飯出1479番地１
〃	渡　辺　　秀	〃　古渡465番地
〃	諸　岡　榮　一	〃　古渡449番地
〃	梅　澤　　武	〃　古渡171番地
〃	鴻　野　伸　夫	〃　堀之内358番地１
〃	浅　野　良　男	〃　羽生466番地
〃	糸　賀　　孝	〃　柏木521番地
〃	関　川　稔　夫	〃　神宮寺324番地
〃	早　川　皓　庸	〃　堀之内294番地
〃	埜　口　幸　一	〃　岡飯出1448番地
監　事	蕪　内　貞　夫	〃　三次1196番地
〃	松　田　喜　義	〃　岡飯出625番地
〃	鈴　木　重　義	〃　古渡163番地６

茨城県告示第548号

土浦市沖宿町849番地に事務所を置く沖宿土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので，同条第17項の規定により公告する。

平成18年４月27日

茨城県土浦土地改良事務所長　萩　島　利　孝

1　退　任

職　名	氏　　名	住　　所
理　事	戸　井　要　雄	土浦市沖宿町853番地
〃	瀬古沢　忠　彦	〃　沖宿町566番地の１
〃	土　肥　行　雄	〃　沖宿町1480番地
〃	折　本　信　幸	〃　沖宿町1842番地
〃	井　坂　昭　雄	〃　沖宿町822番地の１
〃	濵　田　清　一	〃　沖宿町594番地
〃	堀　越　仁　一	〃　沖宿町742番地の２
〃	坂　本　雄　治	〃　沖宿町2763番地の１
〃	岩　瀬　栄　一	〃　沖宿町1497番地
〃	土　肥　　操	〃　沖宿町841番地
監　事	濵田　幸左衛門	〃　沖宿町734番地
〃	古仁所　　敦	〃　沖宿町751番地
〃	羽　成　壽　男	〃　沖宿町1464番地

2　就　任

職　名	氏　　名	住　　所
理　事	鈴　木　則　雄	土浦市沖宿町842番地
〃	濵　田　宗　男	〃　沖宿町593番地
〃	大　野　昭　一	〃　沖宿町617番地１
〃	今　橋　章　一	〃　沖宿町1481番地
〃	柳　沢　茂　雄	〃　沖宿町820番地
〃	濵　田　栄　一	〃　沖宿町1471番地
〃	折　本　英　雄	〃　沖宿町1843番地
〃	瀬古沢　幸　城	〃　沖宿町748番地１
〃	常　磐　伸　一	〃　沖宿町742番地２
〃	大　野　　勝	〃　沖宿町590番地１
監　事	宮　本　富　夫	〃　沖宿町1535番地
〃	飯　田　三　郎	〃　沖宿町2741番地
〃	山　口　　淳	〃　沖宿町1455番地２

茨城県告示第549号

東茨城郡茨城町大字小堤1023番地１に事務所を置く下石崎土地改良区から，次のとおり役員が就任した旨，土地改

良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので，同条第17項の規定により公告する。

平成18年４月27日

茨城県水戸土地改良事務所長　海老沢　正　巳

就　任

職　名	氏　　名	住　　所
理　　事	外　岡　清　美	東茨城郡茨城町大字下石崎2330番地２

公　　告

◉特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第10条第１項の規定に基づき，特定非営利活動法人の設立の認証申請について，次のとおり申請があったので，同条第２項の規定により公告する。

なお，当該申請に係る同条第１項第１号，第２号イ，第５号，第７号及び第８号に掲げる書類は，平成18年６月19日まで，茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸１丁目５番38号　茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成18年４月27日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　申請のあった年月日

平成18年４月19日

２　申請に係る特定非営利活動法人の名称

ＮＰＯ健康運動療法協会

３　代表者の氏名

小　林　正　信

４　主たる事務所の所在地

茨城県つくば市要435番地

５　定款に記載された目的

この法人は，一般国民に対し，健康運動療法普及事業，及び健康情報提供事業，並びに健康運動療法指導者育成事業を行い，広く国民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

◉平成19年度茨城県県立職業能力開発校訓練生の入学選考

茨城県県立職業能力開発校訓練生（普通課程専門コース）の入学者選考試験について，次のとおり実施する。

平成18年４月27日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　訓練科，訓練生の定員及び訓練期間

コース／校名　区分	専門コース			
	訓練科名	定員	訓練期間	訓練開始月
茨城県立産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院	自動車整備科	30人	2年	4月
	建築システム科	25人	2年	4月
	計	55人		
茨城県立日立産業技術専門学院	金属加工科	20人	1年	4月
	電気工事科	20人	1年	4月
	計	40人		
茨城県立鹿島産業技術専門学院	機械技術科	20人	1年	4月
	電気工事科	20人	1年	4月
	木造建築科	10人	1年	4月
	測量・設計科	10人	1年	4月
	計	60人		
茨城県立土浦産業技術専門学院	機械技術科	20人	2年	4月
	コンピュータ制御科	20人	2年	4月
	自動車整備科	20人	2年	4月
	情報技術科	20人	2年	4月
	計	80人		
茨城県立筑西産業技術専門学院	機械システム科	20人	2年	4月
	電気工事科	20人	1年	4月
	計	40人		
茨城県立古河産業技術専門学院	自動車整備科	20人	2年	4月
	計	20人		
合計		295人		

㈱　推薦入学者選考試験における推薦定員については，上記定員の50パーセントを上限として，各産業技術専門学院長が各訓練科ごとに別に定める。

2　受付及び選考の場所

入学を希望する各産業技術専門学院

3　選考の方法

⑴　推薦入学者選考試験

項目	内容
応募資格	次の条件のすべてに該当する者であって，高等学校長又は中等教育学校長が推薦する者 1　平成19年３月に高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者 2　学院を進路志望先の第１位と考えている者 3　希望訓練科の目的を理解し，入学意志が強く，将来技術者として活躍を希望する者 4　人物が優れ，当該学院に入学後，技術・技能等の習得が期待できると認められる者
受付期間	平成18年10月２日（月）～平成18年10月13日（金）
選考日	平成18年10月20日（金）
合格発表日	平成18年10月27日（金）

選考内容	高等学校長又は中等教育学校長から提出された推薦書，調査書及び面接選考等（数学のテストを含む。）の結果を総合的に判断して合否を決定する。
備考	推薦入学者選考試験で選考にもれた者は，新たに手続をして一般入学者選考試験に応募することができる。

⑵　一般入学者選考試験

項目	内容
応募資格	学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は中等教育学校を卒業した者（平成19年３月卒業見込みの者を含む。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者
受付期間	平成18年10月30日（月）～平成18年11月10日（金）
選考日	平成18年11月17日（金）
合格発表日	平成18年11月24日（金）
選考内容	１　筆記試験 ・国語（「国語総合」の近代以降の文章（但し，「国語表現Ⅰ」の内容にも配慮する。）） ・数学Ⅰ（方程式と不等式，二次関数，図形と計量） ２　面接
備考	上の選考において定員に満たない訓練科については，必要に応じ追加選考を行う。

◉卸売業務の廃止

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第１項の規定による許可に係る卸売業務について，茨城県卸売市場条例(昭和46年茨城県条例第51号）第11条第１項の規定による卸売業務廃止の届出があったので，同条例第25条の規定により，次のとおり公示する。

平成18年４月27日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　届出者の所在地及び名称

下妻市下妻乙1259番地

魚音水産株式会社

２　届出者が卸売業務を行っていた地方卸売市場の位置及び名称

下妻市下妻乙1259番地

下妻水産物地方卸売市場

３　卸売業務を廃止した取扱品目の部類

水産物

４　届出年月日

平成18年１月12日

◉基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第４条の規定に基づく基本測量を次のとおり実施する旨通知があったので，同法第14条第３項の規定により公示する。

平成18年４月27日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　測量機関　　国土地理院

２　作業の種類　基本測量（基準点測量）
３　作業期間　平成18年５月９日から平成18年12月22日まで
４　作業地域　取手市，鹿嶋市，守谷市，坂東市

〰〰〰

茨城県土木部都市局都市計画課

◉都市計画の図書の縦覧

研究学園都市計画地区計画の決定に伴い，つくば市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第１項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので，同法第20条第２項の規定に基づき，当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成18年４月27日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　都市計画の種類

地区計画（花室西部地区）

２　縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

◉都市計画事業の施行者の名称等

小川都市計画公園事業については，平成18年３月27日付け関東地方整備局告示第151号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第１項の規定による認可をした旨告示されたので，同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成18年４月27日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　都市計画事業の種類及び名称

小川都市計画公園事業

５・５・001号　空港公園

２　施行者の名称　　茨城県

３　事務所の所在地

水戸市笠原町978番６

茨城県庁

４　事業地の所在

収用の部分

茨城県小美玉市与沢字大山，字かじや久保，字北山，字外之内前，字ワナメ形及び外之内字巾木免地内

使用の部分

なし

◉落札者等の公示

次のとおり落札者について公示します。

平成18年４月27日

茨城県立医療大学長　小　山　哲　夫

１　名称及び数量　　重油　ＪＩＳ１種１号　686KL（予定数量）

２　担当部局　　茨城県立医療大学　総務課

茨城県稲敷郡阿見町阿見4669番地２

３　落札決定日　　平成18年３月28日

４　落札者の氏名及び住所　　株式会社　アサイ

茨城県古河市久能500番地

5　契　約　価　格　54円25銭（１リットル当たり，消費税を除く）

6　契　約　方　式　一般競争

7　入　札　告　示　日　平成18年２月９日

8　落　札　方　式　最低価格

（教　育　委　員　会）

◉平成19年度採用茨城県公立学校教員選考試験の実施

平成19年度採用茨城県公立学校教員選考試験を次のとおり実施する。

平成18年４月27日

茨城県教育委員会委員長　佐　藤　守　弘

【1】　目　的

この試験は，平成19年度の茨城県公立学校教員の採用に当たっての選考資料を得るために実施します。

本県の求める教師像

1　教育者としての資質能力に優れた，人間性豊かな教師

2　使命感に燃え，やる気と情熱をもって教育にあたることができる活力に満ちた教師

3　広い教養を身に付け，子どもとともに積極的に教育活動のできる指導力のある教師

4　子どもが好きで，子どもとともに考え，子どもの気持ちを理解できる教師

5　心身ともに健康で，明るく積極的な教師

【2】一般選考

1　採用予定人数　※採用予定人数には，**身体障害者を対象とした選考（若干名）**を含みます。(P24【３】参照)

区分	小学校教諭	中学校教諭	高等学校教諭	特殊教育諸学校教諭	養護教諭
採用予定人数	約　120　名	約　180　名 (教科別内訳) 国語　25名程度 社会　４名程度 数学　38名程度 理科　24名程度 音楽　８名程度 美術　８名程度 保健体育　15名程度 技術　４名程度 家庭　８名程度 英語　46名程度	約　90　名 (教科・科目別内訳) 国語　12名程度 世界史　２名程度 日本史　３名程度 地理　３名程度 公民　１名程度 数学　20名程度 物理　１名程度 化学　３名程度 生物　３名程度 地学　１名程度 保健体育　８名程度 音楽　２名程度 美術　１名程度 英語　18名程度	約　40　名	約　20　名 （主に，小・中学校への配置を予定していますが，高校又は特殊教育諸学校へ配置になる場合があります。）

			農業　１名程度 工業　２名程度 商業　７名程度 福祉　１名程度 情報　１名程度		
	(注)　日本国籍を有しない者については，講師として任用します。ただし，給与については，教諭と同じ給料表を適用し，支給します。				

２　受験資格（次の要件をすべて具備する者）

区分／要件	小学校教諭	中学校教諭	高等学校教諭	特殊教育諸学校教諭	養護教諭
免許状	小学校教諭普通免許状	志願教科の中学校教諭普通免許状	志願教科の高等学校教諭普通免許状	盲，聾，養護学校教諭普通免許状	養護教諭普通免許状
	・　受験する区分ごとの普通免許状(中学校教諭・高等学校教諭を受験する者は当該教科の普通免許状)を現に有する者又は平成19年３月31日までに取得見込みの者 ・　高等学校福祉及び情報を受験する者は，当該教科の他に次の（　）内に示す高等学校教諭普通免許状のいずれか１つを現に有する者又は平成19年３月31日までに取得見込みの者 （国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，書道，保健体育，看護，家庭，農業，工業，商業，水産，商船，外国語（英語））				
年　齢	昭和47年４月２日以降に出生した者（高等学校工業及び商業を志願する者にあっては，昭和42年４月２日以降に出生した者)。ただし，現在，国・公・私立学校の教員並びに本県県立学校の実習助手及び寄宿舎指導員である者（臨時的任用に係る者を除きます。）にあっては，この限りではありません。				
欠格条項	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第９条の欠格事由に該当しない者				

３　出願手続

⑴　出願上の留意点

ア　**障害**又は**身体等の事情**により，受験の際特に配慮を必要とする方は，志願書の「受験上の配慮事項」欄に記入するとともに22ページの４に示した担当課に**相談**してください。

イ　志願書に不備がある場合は，受け付けないことがあります。また，虚偽の記載をした者については，採用を取り消すことがあります。

⑵　出願書類

ア　出願時に提出する書類

㈠　平成19年度採用茨城県公立学校教員志願書（以下「志願書」といいます。）・受験票・第１次試験結果通知書・結果通知書 **(一式になっているので，切り離さないでください。)**

㈡　データ入力票

イ　第１次試験時に提出する書類

(ア)　教員免許状取得見込証明書

a　提出する必要があるのは，平成19年３月31日までに教員免許状を取得見込みの者です。既に取得している者は，提出する必要はありません。

b　証明者は，学長又は学部長とします。証明を受けられない場合は受験できません。大学の所定の様式がある場合は，その様式でも差し支えありません。

c　証明書に記載を要するものは，受験校種，教科等に関するものです。

(イ)　最終学校等における全学年の成績証明書

a　大学院修了者は，大学及び大学院両方の成績証明書を提出してください。

b　大学等卒業見込み及び大学院修了見込みの者は，前学年までの成績証明書を提出してください。なお，大学院修了見込みの者は，大学の成績証明書も併せて提出してください。

c　改姓した者は，戸籍抄本を提出してください。

d　受験校種の免許状を通信教育で取得した者又は取得見込みの者は，その成績証明書も提出してください。

(ウ)　第１次試験結果通知用封筒

80円切手をはり，あて先（受験者の住所，下宿先，アパート名等を記入），郵便番号等を明記してください。

ウ　第２次試験時の第１日目に提出する書類

(ア)　受験同意書（様式は自由です。）

現在，国・公・私立学校の教職員又は国，地方公共団体若しくは医療機関の職員で第１次試験に合格した者は，所属長の受験同意書を茨城県教育委員会あてに提出してください。ただし，提出できない事由がある場合は，その事由を記載した申立書を提出してください。なお，臨時的任用職員は提出する必要はありません。

(イ)　最終学校等の卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書

(ウ)　健康診断書（用紙は，第１次試験の合格者に送付します。）

平成18年４月以降に受診したものとします。医療機関は，健康診断書のすべての項目が診断できれば，国・公・私立を問いません。受験当日に持参できない者は，平成18年８月25日（金）までに，22ページの４に示したそれぞれの担当課に提出してください。

(エ)　結果通知用封筒（角型２号（240㎜×332㎜））

200円切手をはり，封筒の表面にあて先（受験者の住所，下宿先，アパート名等を記入），郵便番号，受験した校種，教科・科目（例：国語，日本史）及び**受験番号**を明記してください。

(3)　志願書の「志望」欄の記入例

ア　小学校を志願する場合

	校　　種	教科（高校は科目）	養 護 教 諭
志　望	(小)，中，高，特		

イ　中学校の国語を志願する場合

志　望	校　種	教科（高校は科目）	養護教諭
	小，（中），高，特	国　語	

ウ　高等学校の理科（化学）を志願する場合

志　望	校　種	教科（高校は科目）	養護教諭
	小，中，（高），特	化　学	

エ　養護教諭を志願する場合

志　望	校　種	教科（高校は科目）	養護教諭
	小，中，高，特		○

⑷　志願書の「教員免許状」欄の記入について

ア　平成19年３月31日までに教員免許状を取得見込みの者は，「記号・番号」及び「授与権者」の欄に記入する必要はありません。

イ　「高等学校教諭」を志願する者で，「情報」又は「福祉」の免許を取得又は取得見込みの者は，そのことを必ず記入してください。

⑸　受験票の発送

受験者あてに，６月中旬頃発送する予定です。

4　出願期間及び出願先

区　分	担当課	期　間	出　願　先
小学校教諭 中学校教諭 養護教諭	義務教育課	平成18年５月８日（月）から ５月19日（金）まで （受付時間は，土・日曜日を除く午前９時から午後５時までです。）	〒310－8588 水戸市笠原町978番６ 茨城県教育庁の左記の担当課 （県庁舎22階） ⑴　**原則として，志願書等は持参してください。**ただし，遠隔地等やむを得ない理由で郵送する場合には，封筒の表に**「教員採用志願書在中」と朱書し，**担当課名を明記し，必ず**簡易書留**で郵送してください。 ⑵　**郵送の場合は，出願締切日の消印のあるものまで受け付けます。** ⑶　志願書等提出後，連絡先に変更が生じたときは，担当課へ速やかに連絡してください。
高等学校教諭	高校教育課		
特殊教育諸学校教諭	特別支援教育課		

5　試験期日及び試験場

試験	区分	期日	試験場(P26～P27地図参照)	所在地（電話番号）
第一次試験	小学校教諭 中学校教諭 養護教諭	平成18年７月９日（日）	第１会場 水戸市立千波中学校	水戸市元吉田町599－２ (029－248－4080)
			第２会場 水戸市立第三中学校	水戸市朝日町2882－１ (029－224－5508)
			第３会場 県立水戸第四中学校	水戸市元吉田町1987－３ (029－247－5554)
	高等学校教諭		県立水戸第三高等学校	水戸市三の丸２－７－27 (029－224－2044)
	特殊教育諸学校教諭		県立水戸第一高等学校	水戸市三の丸３－10－１ (029－224－2254)
第二次試験	小学校教諭	**第１次試験合格者のみ受験** 第１日目 平成18年８月19日（土） 第２日目 平成18年８月20日（日）	第１会場 水戸市立第一中学校	水戸市東原３－１－１ (029－224－2424)
	中学校教諭 養護教諭		第２会場 県立水戸第四中学校	水戸市元吉田町1987－３ (029－247－5554)
	高等学校教諭		県立水戸第三高等学校	水戸市三の丸２－７－27 (029－224－2044)
	特殊教育諸学校教諭		県立水戸第一高等学校	水戸市三の丸３－10－１ (029－224－2254)

(注) １　第１次試験の中学校保健体育受験者は，筆記試験場が県立水戸第一高等学校，実技試験場が県立水戸第一高等学校と茨城大学教育学部附属小学校（水戸市三の丸２－６－８　電話029－221－2043）となります。

２　試験場は受験票で通知します（出願者数によっては，上記の試験場を変更する場合もあります。）。

３　試験場への自家用車の乗り入れは禁止します。

６　日程及び試験内容

⑴　第１次試験

期日　平成18年７月９日（日）　　集合時刻　午前８時30分

（午前８時30分までに集合しない者は，原則として入場できません。）

区分	時間及び試験内容		
小学校教諭 中学校教諭 養護教諭	9:00～10:00	(60分)	一般教養・教職専門
	10:15～12:15	(120分)	専門教科等
	10:15～11:15	(60分)	専門教科（実技・口述試験を伴う教科の受験者）
	12:15～		実技試験（音楽，美術，保健体育，技術，家庭の受験者）
	12:15～		口述試験（英会話：英語の受験者のみ）
高等学校教諭	9:00～10:00	(60分)	一般教養・教職専門
	10:15～12:15	(120分)	専門教科・科目（英語はヒアリングを含む。）
	10:15～11:15	(60分)	専門教科・科目（実技試験を伴う教科・科目の受験者）
	12:15～		実技試験（保健体育，音楽，美術の受験者）
	13:15～		口述試験（英会話：英語の受験者のみ）
特殊教育諸学校教諭	9:00～10:00	(60分)	一般教養・教職専門
	10:15～12:15	(120分)	専門科目
	12:55～		実技（集団活動）

(注)　携行品　受験票，20ページの３⑵イに示した書類，上履き，昼食及び筆記用具を持参してください。

なお，下記教科の受験者は，それぞれ【　　】内のものを持参してください。

・保健体育【運動着，運動靴（屋外用及び屋内用）及び水着。また，柔道・剣道・ダンスから１種目を選択することになるので，柔道又は剣道選択予定者は柔道衣又は竹刀。】

・数学【定規及びコンパス】
・工業【三角定規】
・商業【そろばん又は電卓】
・美術【定規，コンパス及び鉛筆（２Ｂ以上），消しゴム，カッター】
・技術及び家庭の必要な携行品については，受験票に記載します。

⑵　第２次試験（第１次試験合格者のみ受験）

期日　　第１日目　　平成18年８月19日（土）　　集合時刻　午前８時30分
（午前８時30分までに集合しない者は，原則として入場できません。）
第２日目　　平成18年８月20日（日）　　集合時刻　あらかじめ指定した時刻
（あらかじめ指定した時刻までに集合しない者は，原則として入場できません。）

区分	時間及び試験内容	
	第１日目	第２日目
小学校教諭	9:00～10:00　(60分)　適性検査 10:15～11:15　(60分)　小論文 12:15～　集団討論及び個人面接	9:00～　小学校実技 ・音楽（ピアノによる歌唱共通教材の弾き歌い） ・体育（水泳及び基本的な運動）
中学校教諭 養護教諭	9:00～10:00　(60分)　適性検査 10:15～11:15　(60分)　小論文 12:15～　集団討論	9:00～　個人面接
高等学校教諭	9:00～10:00　(60分)　適性検査 10:20～11:50　(90分)　小論文 13:00～　集団討論	9:00～　個人面接
特殊教育諸学校教諭	9:00～10:00　(60分)　適性検査 10:20～11:50　(90分)　小論文 12:30～　集団討論	9:00～　個人面接

（注）　携行品　　受験票，21ページの３⑵ウに示した書類，上履き，昼食及び筆記用具を持参してください。
・　小学校教諭受験者は，水着，運動着及び運動靴（屋内用）を持参してください。ただし，健康上の理由により実技ができない場合は，診断書を持参し，受付に申し出てください。
・　小学校教諭受験者は，小学校１年から６年までの歌唱共通教材の中から１曲を選び，その楽譜を２部持参してください。

【３】身体障害者を対象とした選考

１　募集人数

若干名（一般選考の採用予定人数に含む）

２　受験資格

次の各号に掲げる要件をすべて満たす者であること

⑴　一般選考の「【２】２　受験資格」のすべてに該当する者

⑵　自力により通勤ができ，かつ介護者なしに職務の遂行が可能な者

⑶　身体障害者手帳の交付を受け，その障害の程度が１級から６級までの者

３　出願手続等

⑴　一般選考の手続きに準じます。志願書の「選考種別」欄の「２　身体障害者を対象者を対象とした選考」に○印を記入してください。(一般選考との併願はできません。)

⑵　一般選考の「【２】３　出願手続　⑵　出願書類　ア　出願時に提出する書類」に身体障害者手帳の写しを加え提出してください。

⑶　受験に際して希望したいことがあれば，志願書の「受験上の配慮事項」欄に記入してください。

４　その他

選考試験は原則一般選考試験と同様に行うが，障害の種類・程度等に応じて配慮します。

【４】　採用選考試験の結果の通知等

⑴　第１次試験

８月中旬に，本人あて第１次試験結果通知書にＡ又はＣと表示して通知します。Ａとは第１次試験合格，Ｃとは第１次試験不合格を示すものです。

⑵　第２次試験

10月上旬に本人あて採用候補者名簿登載者，非登載者の別を通知するとともに，教育庁内（県庁舎22階）に採用候補者名簿登載者の受験番号を掲示し，さらに県教育委員会ホームページ上にも掲載する予定です。なお，必要な試験を一部でも受験しなかった場合は，合否判定の対象とせず，選考結果の通知はしません。

⑶　就職その他の事情で採用志願を取り消す場合は，辞退届（指定の様式）を提出してください。

⑷　採用候補者名簿登載の有効期間は，平成19年４月１日から平成20年３月31日までです。

⑸　選考試験結果の情報提供について

ア　第１次試験不合格者及び第２次試験における採用候補者名簿非登載者のうち，希望する者に対して選考結果の情報提供を行います。**情報提供を希望する場合には，採用志願書の「選考結果の情報提供の希望」の「有」の欄に○印を記入してください。**

イ　情報提供は，第１次試験不合格者及び第２次試験における採用候補者名簿非登載者の選考試験の結果を，それぞれ総合成績のランクでＣ１，Ｃ２，Ｃ３の３段階に分けて通知します。

なお，Ｃ１，Ｃ２，Ｃ３のランクは次のとおりです。

Ｃ１：不合格者等のなかで上位である。

Ｃ２：不合格者等のなかで中位である。

Ｃ３：不合格者等のなかで下位である。

【５】　給与

給与は，各人の経歴等によって異なりますが，例えば学校卒業直後に採用された場合の基本給の月額は次のとおりです。　(平成18年４月１日現在)

学歴／区分	修士課程修了者	大学卒業者	短期大学卒業者
小・中学校の教諭及び養護教諭	211,700円	190,500円	166,600円
高等学校の教諭及び養護教諭	211,700円	190,500円	164,300円
盲・聾・養護学校の教諭及び養護教諭	211,700円	190,500円	164,300円

※　このほか，住居手当等の生活関連手当及び通勤手当が支給されます。

【6】　試験会場案内図

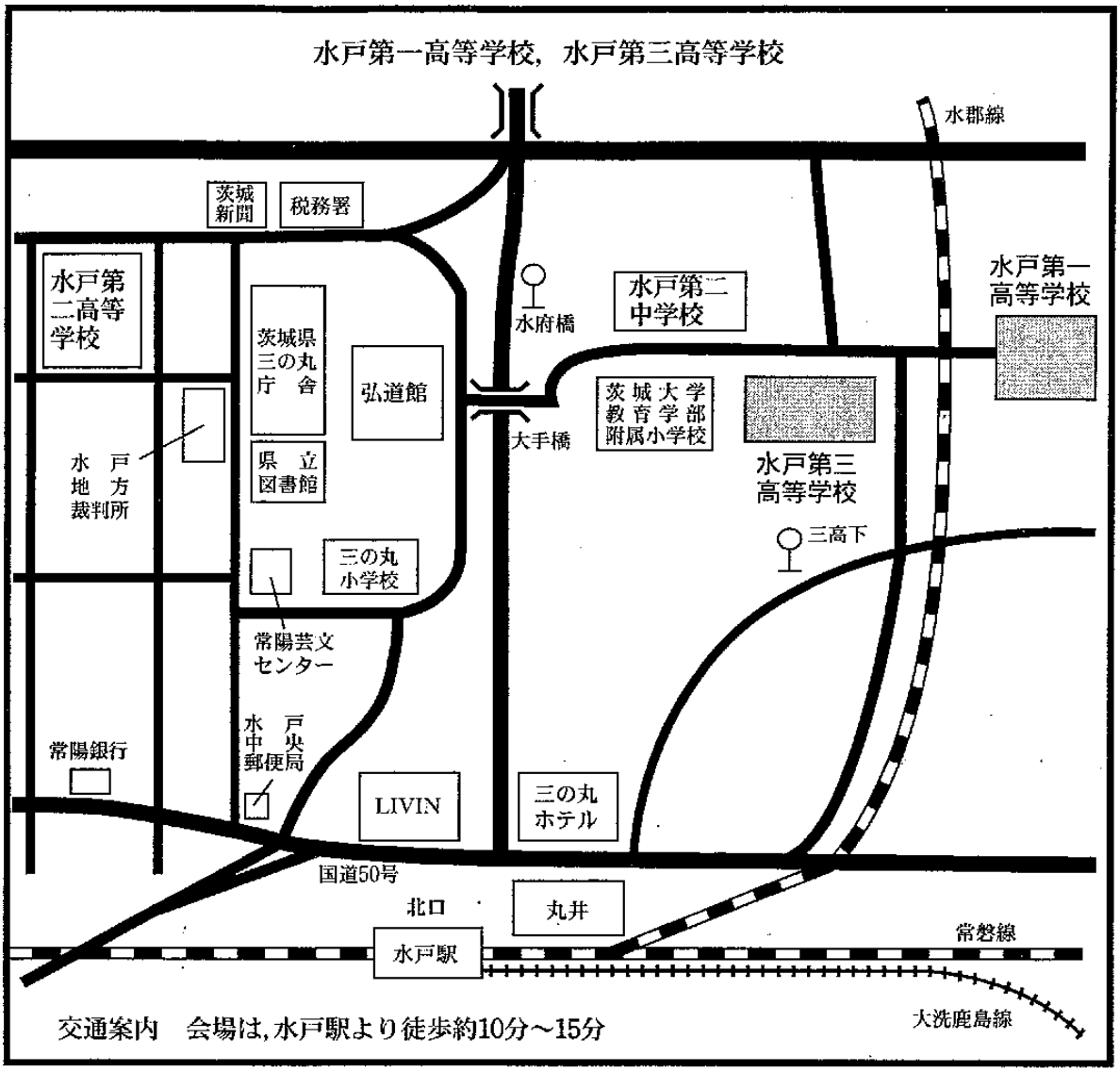
水戸第一高等学校，水戸第三高等学校
水郡線
茨城新聞
税務署
水戸第二高等学校
茨城県三の丸庁舎
弘道館
水府橋
水戸第二中学校
水戸第一高等学校
茨城大学教育学部附属小学校
大手橋
水戸第三高等学校
水戸地方裁判所
県立図書館
三高下
三の丸小学校
常陽芸文センター
水戸中央郵便局
常陽銀行
LIVIN
三の丸ホテル
国道50号
北口
丸井
水戸駅
常磐線
大洗鹿島線
交通案内　会場は，水戸駅より徒歩約10分～15分

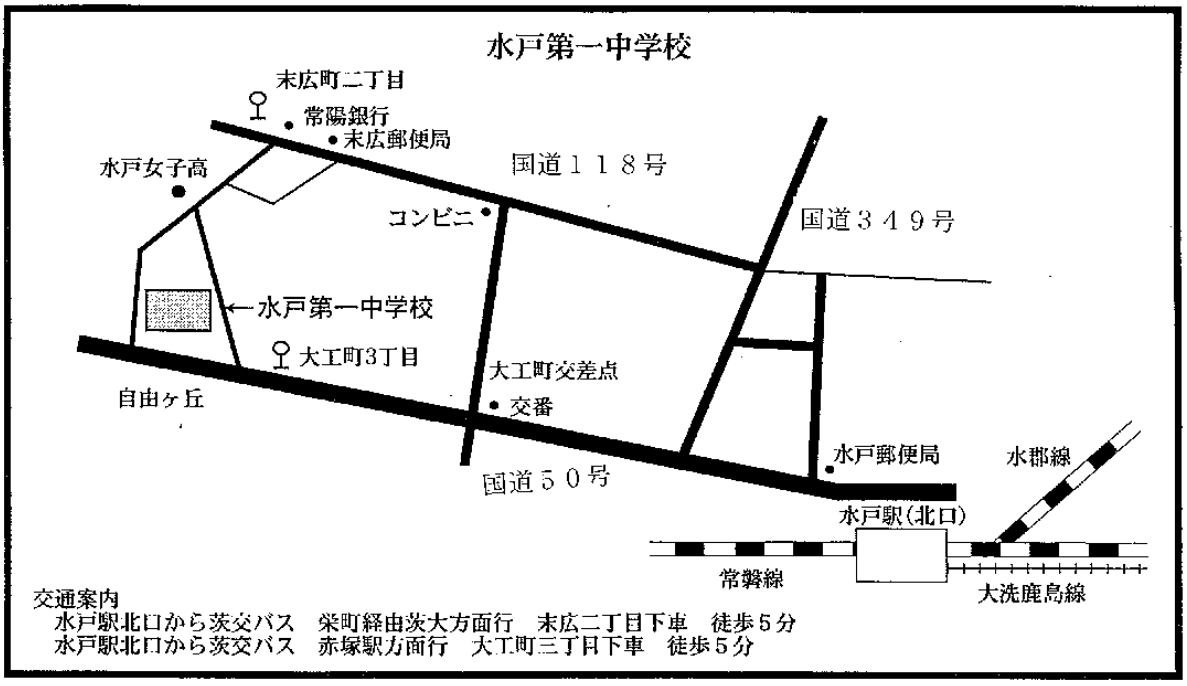
水戸第一中学校
末広町二丁目
常陽銀行
末広郵便局
水戸女子高
国道１１８号
コンビニ
国道３４９号
水戸第一中学校
大工町3丁目
大工町交差点
交番
自由ヶ丘
水戸郵便局
水郡線
国道５０号
水戸駅(北口)
常磐線
大洗鹿島線
交通案内
水戸駅北口から茨交バス　栄町経由茨大方面行　末広二丁目下車　徒歩５分
水戸駅北口から茨交バス　赤塚駅方面行　大工町三丁目下車　徒歩５分

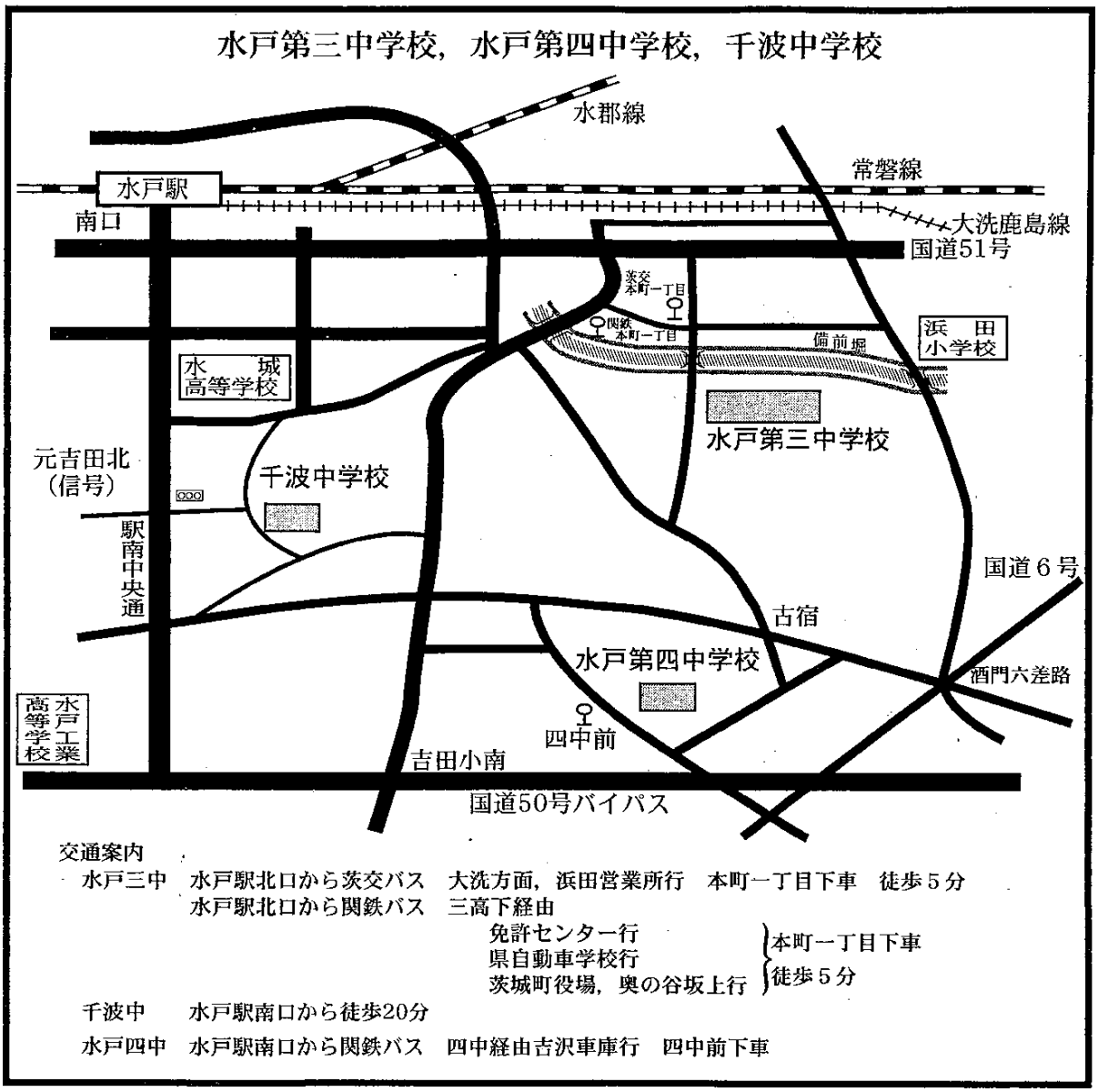

【７】　問い合わせ先

〒310－8588
水戸市笠原町978番６
茨城県教育庁　担当課

担当課の電話番号
義務教育課　029（301）5220
高校教育課　029（301）5256
特別支援教育課　029（301）5275

【８】　その他

採用候補者名簿への登載後，信用失墜行為等教員にふさわしくない行為をした場合は，名簿登載を取り消すことがあります。

また，平成19年３月31日までに必要とされる免許状が取得できない場合は，名簿登載を取り消します。

訓　　令

（企　業　局）

茨城県企業局訓令第４号

茨城県企業局建設工事等施工手続及び監督に関する規準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年４月27日

茨城県公営企業管理者
企業局長　坂　入　　健

茨城県企業局建設工事等施工手続及び監督に関する規準の一部を改正する訓令

茨城県企業局建設工事等施工手続及び監督に関する規準（平成８年茨城県企業局訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第67条の２第２項中「第２項」を「第３項」に改め，同条中第３項を第４項とし，第２項の次に次の１項を加える。

３　管理者（委任工事にあっては，所長等）は，請負人が契約に関し請負契約書第46条の２第１項各号のいずれかに該当し，かつ，請負契約書第49条の２第２項各号のいずれかに該当したときは，請負契約書第49条の２第２項又は第３項の規定に基づき，請負人から請負代金額の100分の15に相当する額の賠償金を徴しなければならない。

第102条中第３項を第４項とし，第２項の次に次の１項を加える。

３　管理者（委任工事にあっては，所長等）は，受託者が契約に関し委託契約書第41条の２第１項各号のいずれかに該当し，かつ，請負契約書第45条の２第２項各号のいずれかに該当したときは，同項の規定に基づき，受託者から業務委託料の100分の15に相当する額の賠償金を徴しなければならない。

様式第１号（その１），様式第１号（その２），様式第８号及び様式第９号中「地方自治法施行令第167条の２第１項第２，３，４，５号」を「地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２，３，４，５，６，７号」に，「地方自治法施行令第167条の２第１項第６，７号」を「地方公営企業法施行令第21条の14第１項第８，９号」に改める。

付　則

１　この訓令は，平成18年５月１日から施行する。

２　この訓令による改正後の茨城県企業局建設工事等施工手続及び監督に関する規準の規定は，この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに締結する契約について適用し，施行日前に締結された契約については，なお従前の例による。

規　　程

（企　業　局）

茨城県企業管理規程第９号

茨城県企業局建設工事執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年４月27日

茨城県公営企業管理者
企業局長　坂　入　　健

茨城県企業局建設工事執行規程の一部を改正する規程

茨城県企業局建設工事執行規程（昭和49年茨城県企業管理規程第４号）の一部を次のように改正する。

様式第２号第34条第９項並びに第45条第２項及び第３項中「3.6パーセント」を「3.4パーセント」に改める。

様式第２号第44条第１項中「補修」を「修補」に改める。

様式第２号第46条の２第１項第１号を次のように改める。

⑴　公正取引委員会が，乙に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第１項に規定する排除措置命令（当該排除措置命令がされなかつた場合にあつては，独占禁止法第50条第１項に規定する納付命令。以下同じ。）又は独占禁止法第66条第４項の規定による審決を行い，当該排除措置命令又は審決が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により，この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

様式第２号第46条の２第１項中第２号を削り，第３号を第２号とし，同項第４号中「）が」を「）について」に改め，同号を同項第３号とする。

様式第２号第49条第３項中「3.6パーセント」を「3.4パーセント」に改める。

様式第２号第49条の２第１項中「問わず」の次に「，また，工事の完了の前後を問わず」を加え，「工事が完了した後も同様とする。」を削り，同項ただし書中「同条第１項第１号から第３号まで」を「同条第１項第１号又は第２号」に，「審決」を「排除措置命令又は審決」に改め，同条第３項中「第１項」の次に「又は第２項」を加え，「同項」を「これらの項」に改め，同項を同条第４項とし，同条第２項中「前項」を「前２項」に改め，同項を同条第３項とし，同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の場合において，乙が次の各号のいずれかに該当するときは，同項に規定する請負代金額の10分の１に相当する額の賠償金に代えて，請負代金額の100分の15に相当する額の　賠償金を甲に支払わなければならない。

⑴　第46条の２第１項第１号に規定する確定した納付命令又は確定した審決（納付命令に係る審決に限る。）について，独占禁止法第７条の２第６項の規定の適用があるとき。

⑵　第46条の２第１項第３号に規定する刑に係る確定判決において，乙が違反行為の首謀者であることが明らかになつたとき。

⑶　乙がこの契約に係る工事の請負に関し，独占禁止法等に抵触する違反行為は行つていない旨の誓約書を提出しているとき。

様式第２号第51条第１項及び第２項中「3.6パーセント」を「3.4パーセント」に改める。

付　則

１　この規程は，平成18年５月１日から施行する。

２　この規程による改正後の茨城県企業局建設工事執行規程の規定は，この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに締結する契約について適用し，施行日前に締結された契約については，なお従前の例による。

茨城県企業管理規程第10号

茨城県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年４月27日

茨城県公営企業管理者

企業局長　坂　入　　健

茨城県企業局会計規程の一部を改正する規程

茨城県企業局会計規程（平成５年茨城県企業管理規程第５号）の一部を次のように改正する。

第115条第１項中「3.6パーセント」を「3.4パーセント」に改める。

付　則

１　この規程は，平成18年５月１日から施行する。

２　この規程による改正後の茨城県企業局会計規程の規定は，この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに締結する契約について適用し，施行日前に締結された契約については，なお従前の例による。

茨城県企業管理規程第11号

茨城県企業局建設コンサルタント業務執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年４月27日

茨城県公営企業管理者
企業局長　坂　入　　健

茨城県企業局建設コンサルタント業務執行規程の一部を改正する規程

茨城県企業局建設コンサルタント業務執行規程（平成８年茨城県企業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

様式第２号第33条第６項並びに第40条第２項及び第３項中「3.6パーセント」を「3.4パーセント」に改める。

様式第２号第41条の２第１項第１号を次のように改める。

⑴　公正取引委員会が，乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第１項に規定する排除措置命令（当該排除措置命令がされなかった場合にあっては，独占禁止法 第50条第１項に規定する納付命令。以下同じ。）又は独占禁止法第66条第４項の規定に よる審決を行い，当該排除措置命令又は審決が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により，この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

様式第２号第41条の２第１項中第２号を削り，第３号を第２号とし，同項第４号中「）が」を「）について」に改め，同号を同項第３号とする。

様式第２号第45条第１項及び第２項中「3.6パーセント」を「3.4パーセント」に改める。

様式第２号第45条の２第１項中「問わず」の次に「，また，業務の完了の前後を問わず」を加え，「業務が完了した後も同様とする。」を削り，同項ただし書中「同条第１項第１号から第３号まで」を「同条第１項第１号又は第２号」に，「審決」を「排除措置命令又は審決」に改め，同条第２項中「前項」を「前２項」に，「同項」を「これらの項」に改め，同項を同条第３項とし，同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の場合において，乙が次の各号のいずれかに該当するときは，前項に規定する業務委託料の10分の１に相当する額の賠償金に代えて，業務委託料の100分の15に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

⑴　第41条の２第１項第１号に規定する確定した納付命令又は確定した審決（納付命令に係る審決に限る。）について，独占禁止法第７条の２第６項の規定の適用があるとき。

⑵　第41条の２第１項第３号に規定する刑に係る確定判決において，乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

⑶　乙がこの契約に係る業務の請負に関し，独占禁止法等に抵触する違反行為は行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

様式第２号第47条第１項及び第２項中「3.6パーセント」を「3.4パーセント」に改める。

付　則

１　この規程は，平成18年５月１日から施行する。

２　この規程による改正後の茨城県企業局建設コンサルタント業務執行規程の規定は，この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに締結する契約について適用し，施行日前に締結された契約については，なお従前の例による。

正　　誤

平成18年４月20日付け茨城県報第1766号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行
26	上から12

誤

農業総合センター 板東地域農業改良普及センター	18．2．1	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。

正

農業総合センター 坂東地域農業改良普及センター	18．2．1	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行 休日の場合は繰下発行）（定価送料とも１月 金　３，０６０円）
発　行　　茨　城　県
購読申込先　〒310－8555　茨城県水戸市笠原町978番６
茨城県総務部総務課
電話番号　029（301）１１１１（代）